

臨時休業期間中の家庭学習の内容を学習評価に反映させる問題と 学校再開後の教育課程の編成問題に関わる請願

2020年5月8日

川崎市教育委員~~長~~ 小田嶋 満様

請願者 住所 川崎市中原区

氏名 大前 博

請願の趣旨

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業が長期化し、3ヶ月に及ぶというかつてない事態が進んでいます。

各学校では、臨時休業期間中の学習指導については、児童生徒が自宅等にいる状況にあっても、学校の再開後も見据え、家庭学習の課題を課し、分散登校による教育相談、家庭訪問、電話による教育相談等、登校ができない生徒への支援に必死の取り組みを進めています。

しかし休校が長引く中で、子どもたちのストレスの増加が懸念されています。「感情の起伏が激しくなった」「頭痛や不眠など身体症状が出ている」など身体症状が出ていることが、家庭訪問や電話相談の中で聞かれ始めています。

いま重要なことは、こうした児童生徒の揺れる心理状態を理解し、実態や発達段階に合わせたケアや支援をきめ細かく行っていくことではないでしょうか。

文部科学省は、4月10日に発出した「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」(以下「通知」という)の中の、「2. 家庭学習について (2) 学習評価への反映」の項目において「臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒に対しては、指導計画等をふまえながら家庭学習を課し、教師がその学習状況や成果を確認し、学校における学習評価に反映することができること。」としています。これに対して学校現場では懸念の声が広がっています。「十分な指導や支援が行えなかった条件の下で、家庭学習の結果だけで評価して良いのか」「家庭学習の評価は、教育格差を助長することにならないか」など指導と一体化していない評価に戸惑いが広がっています。一方保護者の間でも学習の遅れに対する不安が高まっています。家庭学習が進まなかった児童生徒の保護者が、学習結果が成績に反映することにストレスを感じ、児童生徒の虐待へとつながりかねないことも懸念されます。

そもそも教育課程の編成権は、個々の学校の児童生徒の実態を最もよく把握している一つ一つの学校にあります。「通知」には、「4. 登校再開後の指導について」において「また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備えるための特例的な措置として、・・・やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対し」、一定の条件を満たす場合は「学校の再開後等に、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができること。」などの指摘がありますが、こうした問題は、子どもたちの実態をよく知っている各学校で判断すべき問題です。

学びの空白が、子どもたちの生活と学習に様々な困難もたらしていることを直視し、再開後の学校に児童生徒が安心して、希望と意欲を持って通うことができるようにするため、以下の事項を請願します。

尚、上記の請願原稿について、意見陳述を希望します。



請願事項

1. 学校再開にあたっては、休業中の子どもたちの心身の状況把握とケアを最優先し、授業時数確保のみを重視せず、子どもたち一人一人の声に耳を傾け、話を聞く活動を教育課程の中に位置づけて取り組むことを奨励すること。
2. 開校後の年間行事計画、日課・時程を決めるに際しては、「未履修事項をなくす」ことにとらわれず、子どもたちが安定した生活リズムを保ち、適度な運動や休養、睡眠が確保できるよう、無理のない日課・時程・教育課程を編成することを奨励すること。
3. 休業期間中の家庭学習の状況や成果の評価は、家庭でのとりくみの差が大きく、学校として十分な指導が行えない条件の中での学習であったことをふまえ、学校再開後の一人一人に応じた指導を行うための資料として活用すること。また、評価には反映させないなど慎重に扱うよう求めること。
4. 教育課程の編成権は、各学校にある。開校後の教育課程を編成するにあたっては、それぞれの学校で児童生徒の実態を踏まえ、教育課程・授業時数を工夫して編成することを奨励すること。
また、一律休校によって学習できなかった内容の指導については、それぞれの学校で児童生徒の実態を十分踏まえて決めるよう促すこと。